

○真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第42号

改正 令和7年3月25日告示第57号

令和8年3月25日告示第61号

(趣旨)

第1条 真岡市子どもの居場所づくり事業補助金（以下「補助金」という。）については、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、本市のひとり親家庭及び低所得子育て世帯等の子どもをはじめとする多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対して、食事、学習、生活習慣の習得等の支援の提供を行う団体、かつ、子育てに悩みを持つ保護者への精神的・身体的負担を軽減するための支援の提供を行う団体等に対して、費用の一部を助成することにより、子どもの貧困解消、支援が必要な子どもの早期発見、子どもの健全な成長や自立促進、併せて養育放棄等の虐待の連鎖の防止に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、真岡市内において子どもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体であり、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 規則、会則等を定めた団体
- (2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることができる団体
- (3) 法令等に違反する活動をしていない団体
- (4) 公序良俗に反する活動をしていない団体
- (5) 暴力団又は暴力団員と密な関係にない団体
- (6) 営利活動、宗教活動、政治活動を目的としていない団体
- (7) 補助対象事業を継続的、かつ、安定的に運営できる団体
- (8) 補助対象事業を3年以上継続している団体
- (9) 補助対象事業の活動内容や予定を周知・公表している団体

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、真岡市内において実施する事業であって、次の各号に掲げる事業とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる事業については第1号に掲げる事業と、第7号に掲げる事業は第1号、第4号、第5号又は第6号に掲げるいずれかの事業と合わせて実施した場合に補助対象とする。

(1) 主に子どもの居場所づくりを目的とした事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 家庭学習及び生活習慣の支援を行うこと。

イ 子どもや保護者に対する相談支援を行うこと。

ウ 事業の実施場所、対象児童の家庭等の送迎支援を行うこと。

エ おやつ等の軽食の提供を行うこと

オ 開催頻度は、週2回以上実施し、かつ、1回あたりの開催時間を概ね5時間以上とすること。

カ 1回あたりの18歳未満の子どもが平均して3人程度利用していること。

(2) 長期休暇対応支援強化事業（夏休み、冬休み等の長期休暇期間において、前号に掲げる事業の活動回数の増加を図る事業）

(3) 要支援児童等支援強化事業（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭について状況を把握し、必要に応じてこども家庭課に情報提供を行い適切な支援につなげる事業）で、次の掲げる支援を実施するものとする。

ア 訪問や面談による相談、養育支援、指導又は必要な情報の提供

イ 要支援児童等の子ども等への居場所の提供（食事の提供・入浴・洗濯等の支援）

ウ こども家庭課から依頼を受けての支援（訪問・相談・安否確認等）

エ その他市長が認めた支援

(4) 子どもへの食事提供（以下「子ども食堂」という。）を行う事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 開催頻度は、月1回以上であること。

イ 1回あたりの18歳未満の子どもが10名以上を対象とする規模で実施すること。

ウ 参加費は無料又は低廉であること。

(5) 様々な体験・経験機会の提供を行う事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 開催頻度は、年4回以上、文化や自然、季節行事などに触れる機会を設けること。

イ 1回あたりの18歳未満の子どもが10名以上を対象とする規模で実施すること。

ウ 参加費は無料又は低廉であること。

(6) 訪問による子育て相談及び物資（食料品、ミルク・オムツ等の育児用品、文房具、生理用品等子どもに必要な物品等）の提供を行う事業

(7) 子どもの居場所づくり等の事業を継続するための備品購入事業補助対象事業は、真岡市内において実施する事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす事業とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる事業については第1号に掲げる事業と、第7号に掲げる事業は第1号、第4号、第5号又は第6号に掲げるいずれかの事業と合わせて実施した場合に補助対象とする。

2 前項に掲げる事業は、次の各号の要件を全て満たす場合に補助金の交付を行うものとする。

(1) 事業の開設時においては、常駐できる責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。

(2) 前号に定める責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること。

(3) 真岡市の他の補助金を受けていないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(1) 営利を目的とした事業

(2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業

(3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

2 補助の対象外となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、対象経費の実支出額と別表1に定める補助金上限額とを比較して、いずれか少ない額以内とする。なお、交付する補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第3号に掲げる事業に係る補助金の額は、次のとおりとする。ただし、別表1に定める補助金上限額の範囲内とする。

(1) 定例会等(情報交換会)へ出席する場合 1回の出席につき10,000円

(2) 第4条第1項第3号のアからエまでに掲げる支援を実施した場合、子ども1人1回につき8,000円。ただし、同日に複数の支援を実施した場合の実施回数は1回とする。

3 同一補助対象者への補助は、同一年度内につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期日までに、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 規則、会則等

(4) 団体の構成員等名簿

(5) 活動実績及び活動内容が分かるパンフレット等の書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、交付の適否及び補助金の額について審査し、適当と認めたときは、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書(様式第4号)を補助対象者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象者の請求により補助金の額の補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助対象者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第10条 補助対象者は、補助対象事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、規則第8条の規定により、真岡市子どもの居場所づくり事業変更報告書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業完了後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあつては、当該年度の末日まで）に、真岡市子どもの居場所づくり事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助事業実施に要した経費の支出を証する帳簿等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、規則第11条の規定により当該報告の内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは速やかに交付すべき補助金の額を確定し、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 交付決定通知を受けた補助対象者は、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市は請求のあつた日から30日以内に補助対象者に対し請求額を支払わなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 第9条の規定により補助金の概算払を受けた補助対象者は、前条の通知を受けたときは、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金概算払精算書（様式第12号）により、速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定に付した条件に違反したとき。

- (2) 書類の記載事項が事実と相違するとき。
- (3) 前2号のほか不正の事実が認められるとき。

(補助事業者の債務)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る費用の収支を明らかにした帳簿及び関係書類を調整し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び関係書類を検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

改正文（令和7年告示第57号）抄

令和7年4月1日から適用する。

改正文（令和8年告示第61号）抄

令和8年4月1日から適用する。

別表1（第5条 補助対象経費、第6条 補助金の額等）

対象経費	内容	補助金上限額
報酬	指導員（団体を運営するために要する恒常的職員を除く。）に対する給料	①子どもの居場所づくりを目的とした事業 2,270,000円／年額
報償費	ボランティアや講師（団体構成員を除く。）等に対する謝金	②長期休暇支援強化事業 1,000,000円／年額
消耗品費	単価が1万円未満の物品に係る費用	③要支援児童等支援強化事業 2,592,000円／年額
燃料費	車両のガソリン代（自家用車のガソリン代は除く。）	④子ども食堂を行う事業 360,000円／年額
光熱水費	事業で使用した電気料・水道料・ガス代	⑤様々な体験・経験機会の提供を行う事業

食糧費・原材料費	事業で使用する食糧・食材料の仕入れ、購入に係る費用	120,000円／年額
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷製本に係る費用	⑥訪問による子育て相談・物資の提供を行う事業 390,000円／年額
通信運搬費	事業に伴う携帯電話通話料・郵便・配送・運送に係る費用	⑦子どもの居場所づくり等の事業を継続するための備品購入事業
使用料及び賃借料	会場や機材等使用料 車両の賃借料	300,000円／年額
保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用	
備品購入費	事業で使用する備品の購入費用 (単価が1万円以上で経年で利用できるもの)	
その他、真岡市長が特に必要と認める経費		

備考 補助金上限額の欄に掲げる⑥の事業について、①、④又は⑤に掲げるのいずれかの事業と同時に行う場合は、物資の提供に係る経費のみを補助対象とする。

別表2 (第5条 補助対象外経費)

(1) 団体構成員の親睦を目的とした飲食費、娯楽費
(2) 団体構成員への謝礼
(3) 補助対象者の経常的な活動に要する経費
(4) 建物改修費及び工事費
(5) その他、社会通念上不適切な経費